

電気供給約款別冊

株式会社エネパル

〔2026 年 11 月 1 日改定版〕

目次

1 適用	1
2 実施期日	1
3 供給区域	1
4 附帯サービスおよび各種手数料	2
5 燃料費調整に係る燃料費調整適用係数	4
6 調達調整費に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値	4
7 安定供給維持費に係る kW 単価または月額	5
8 支払繰延規定に係る基準単価	5
9 パルプレミアムプランに係る基本料金値引	5
10 パルレジデンスの固定月割引特約に係る割引対象期間	6
11 送配電事業者託送料金改定分に係る基準単価	6

1 適用

- (1) この電気供給約款別冊（以下「本別冊」といいます。）は、当社の電気供給約款（以下「供給約款」といいます。）に基づき、当社がお客さまに電気を供給するときの供給条件の内容の一部を定めるものであり、供給約款の一部を構成します。なお、本別冊の用語の定義は、特段の定めをする場合を除き、供給約款の内容に従うものとします。
- (2) 本別冊の変更については、供給約款 2（供給約款の変更）に準じます。
- (3) 本別冊に定めのない事項は、供給約款の定めに従うものとします。

2 実施期日

本別冊は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

3 供給区域

各管轄エリアを管轄する一般送配電事業者および供給区域は下表のとおりとします。なお、本別冊の各条項に記載の管轄エリアは下表の定義に拠ります。

管轄エリア	一般送配電事業者 名称	供給区域 ※
北海道	北海道電力ネットワーク株式会社 (法人番号 7430001078663)	北海道
東北	東北電力ネットワーク株式会社 (法人番号 7370001044201)	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、 山形県、福島県、新潟県
関東	東京電力パワーグリッド株式会社 (法人番号 3010001166927)	栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 静岡県（富士川以東）
中部	中部電力パワーグリッド株式会社 (法人番号 1180001135974)	愛知県、静岡県（富士川以西）、 岐阜県（一部を除きます。）、長野県、 三重県（一部を除きます。)
北陸	北陸電力送配電株式会社 (法人番号 4230001017826)	富山県、石川県、福井県（一部除く）、 岐阜県の一部
関西	関西電力送配電株式会社 (法人番号 6120001220018)	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県、兵庫県（一部を除きます。）、 福井県の一部、岐阜県の一部、 三重県の一部
中国	中国電力ネットワーク株式会社 (法人番号 5240001054140)	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、兵庫県（赤穂市福浦のみ）、 香川県（小豆郡、香川郡のみ） 愛媛県（越智郡、今治市の一部）
四国	四国電力送配電株式会社	徳島県、香川県（一部を除きます。）、

	(法人番号 8470001017344)	高知県、愛媛県（一部を除きます。）
九州	九州電力送配電株式会社 (法人番号 6290001084768)	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、 熊本県、宮崎県、鹿児島県

※ただし、離島（電気事業法第2条第1項第8号イに定めるもの）は除きます。

4 附帯サービスおよび各種手数料

- (1) 供給約款 13 の 2（附帯サービス）の定めに基づき、お客さまはその契約種別に応じて、以下の附帯サービスを利用することができるものとします。

附帯サービスの名称	附帯サービスの内容
長期割オプション ※2025 年 12 月 31 日 以前にお申込みのお 客さま	イ 13 の 2（附帯サービス）の定めを有する供給約款に基づき、事業としてまたは事業のために供給契約を申込みお客さまであって、電灯需要または電力需要の契約種別のお客さまは、お客さまの任意により選択的に、以下の内容の長期割オプションを供給契約に附帯することができます。 ロ 長期割オプションは、60 ヶ月間当社からの電力の受給を継続いただくことを条件に、ハに定める起算日が属する月から起算して 6 ヶ月目までの料金のうち、電灯需要の契約種別は基本料金または最低料金を無料、電力需要の契約種別は基本料金から 100 円/kW（税込）を値引きとするサービスです。 ハ 長期割オプションの起算日は、お客さまが供給契約のお申込みと同時に長期割オプションの適用を申込み場合は、料金適用開始の日とし、すでに供給契約を締結したお客さまが契約期間中に長期割オプションの適用を申込み場合、当該お申込みの日が属する月の翌月の検針日とします。 ニ ハに定める起算日から起算して 60 ヶ月間が満了する前に供給契約が終了する場合、供給約款 34（違約金）に定める契約解除料または解約事務手数料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、供給契約の終了時までに長期割オプションを適用した基本料金または最低料金相当額の全額をお支払いいただきます。 ホ 長期割オプションのみを解約することはできません。
長期割オプション S ※2025 年 12 月 11 日 以降にお申込みのお 客さま	イ 13 の 2（附帯サービス）の定めを有する供給約款に基づき、事業としてまたは事業のために供給契約を申込みお客さまであって、電灯需要または電力需要の契約種別のお客さまは、お客さまの任意により選択的に、以下の内容の長期割オプション S を供給契約に附帯することができます。

	ロ 長期割オプション S は、60 ヶ月間当社からの電力の受給を継続いただくことを条件に、ハに定める起算日が属する月から起算して 3 ヶ月目までの料金のうち、電灯需要の契約種別は基本料金または最低料金を無料、電力需要の契約種別は基本料金から 100 円/kW（税込）を値引きとするサービスです。 ハ 長期割オプション S の起算日は、お客さまが供給契約のお申込みと同時に長期割オプションの適用を申込む場合は、料金適用開始の日とし、すでに供給契約を締結したお客さまが契約期間中に長期割オプション S の適用を申込む場合、当該お申込みの日が属する月の翌月の検針日とします。 なお、料金適用開始日が検針日以外の日となり、初回の料金算定期間において基本料金または最低料金が日割り計算となる場合には、当該算定期間は無料期間または割引期間の起算月には含めず、翌月を 1 か月目として無料期間または割引期間を起算します。 ニ ハに定める起算日から起算して 60 ヶ月間が満了する前に供給契約が終了する場合、供給約款 34（違約金）に定める契約解除料または解約事務手数料とは別途、追加的に設定される契約解除料として、供給契約の終了時までに長期割オプション S の適用により、無料または値引きの対象となった基本料金または最低料金相当額の全額をお支払いいただきます。 ホ 長期割オプション S のみを解約することはできません。
--	--

(2) 供給約款 13 の 3（各種手数料）の定めに基づき、お客さまには以下表のとおり、各種手数料をお支払いいただきます。

手数料名称	単価（税込）	発生条件
再請求事務手数料	550 円/回	供給約款 22（料金の支払義務および支払期日）の定めに従う。
振込兼コンビニ請求書発行手数料	550 円/回	供給約款 22（料金の支払義務および支払期日）の定めに従う。
電気量のお知らせ発行手数料	165 円/月	紙での請求明細(1 店舗用)の発行をお客さまがご希望された場合。
請求明細発行手数料	220 円/月	紙での請求明細(複数店舗用)の発行をお客さまがご希望された場合。
支払証明発行手数料	770 円/回	紙での支払証明書の発行をお客さまがご希望された場合。

申込確認書再発行手数料	330 円/回	申込確認書の再発行をお客さまがご希望された場合。
お客様番号通知書発行手数料	550 円/回	お客様番号通知書の発行をお客さまがご希望された場合。

5 燃料費調整に係る燃料費調整適用係数

供給約款別表 8（燃料費調整）に基づく燃料費調整額の算定に係る燃料費調整適用係数は、以下表のとおりといたします。

管轄エリア	燃料費調整適用係数
北海道	0.0
東北	0.0
関東	0.0
中部	0.0
北陸	0.0
関西	0.0
中国	0.0
四国	0.0
九州	0.0

6 調達調整費に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値

供給約款別表 9（調達調整費）に基づく調達調整費の算定に係る調達単価係数、還元基準値および追加請求基準値は、以下表のとおりといたします。

管轄エリア	調達単価係数	還元基準値	追加請求基準値
北海道	1.2	8.5 円	12.5 円
東北	1.2	4.0 円	8.0 円
関東	1.2	6.0 円	10.0 円
中部	1.2	5.0 円	9.0 円
北陸	1.2	3.0 円	7.0 円
関西	1.2	3.5 円	7.5 円
中国	1.2	3.0 円	7.0 円
四国	1.2	4.0 円	8.0 円
九州	1.2	4.0 円	8.0 円

7 安定供給維持費に係る kW 単価または月額

供給約款別表 10（安定供給維持費）に基づく安定供給維持費の算定に係る kW 単価または月額は、以下表のとおりといたします（※）。

■2026 年 4 月の検針日以降の期間に使用される電気の料金に適用する金額（税抜）

対象のお客さま	金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま（kW 単価）	110 円/kW
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま（月額）	360 円/件

■2026 年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気の料金に適用する金額（税抜）

対象のお客さま	金額
電気料金の構成に「最低料金」を含まないお客さま（kW 単価）	85 円/kW
電気料金の構成に「最低料金」を含むお客さま（月額）	300 円/件

※電気供給約款【エネパル Type-G】においては、供給約款別表 7（安定供給維持費）に基づく安定供給維持費の算定に係る kW 単価または月額は、以下表のとおりといたします。

■2026 年 4 月の検針日以降の期間に使用される電気の料金に適用する金額（税抜）

対象のお客さま	金額
供給区域②従量電灯 A のお客さま（月額）	360 円/件
上記以外のお客さま（kW 単価）	110 円/kW

■2026 年 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気の料金に適用する金額（税抜）

対象のお客さま	金額
供給区域②従量電灯 A のお客さま（月額）	300 円/件
上記以外のお客さま（kW 単価）	85 円/kW

8 支払繰延規定に係る基準単価

供給約款別表 11（支払繰延規定）（※）に基づく支払繰延を実施する繰延金額の算定に係る基準単価は、以下表のとおりといたします。

管轄エリア	北海道	東北	関東	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
基準単価 （円）	15.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0	13.0

※電気供給約款【エネパル Type-G】においては、別表 8（支払繰延規定）に基づきます。

9 パルプレミアムプランに係る基本料金値引

需要区分が電力需要であって、名称に「プレミアム」を含む契約種別による供給契約において、供給約款の定めに基づき基本料金に適用する値引の内容は、以下表のとおりといたしま

す。

(税込)

管轄エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
値引単価 (円/kW)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

10 パルレジデンスの固定月割引特約に係る割引対象期間

供給約款に定める契約種別のひとつ、パルレジデンスの固定月割引特約に係る割引対象期間は、以下各号のとおりといたします。

- ① 毎年1月の検針日からその年の2月の検針日の前日まで
- ② 毎年7月の検針日からその年の8月の検針日の前日まで

11 送配電事業者託送料金改定分に係る基準単価

供給約款別表 12（送配電事業者託送料金改定分）（※）に基づく送配電事業者託送料金改定分の算定に係る基準単価は、以下表のとおりといたします。

※電気供給約款【エネパル Type-G】においては、別表 9（送配電事業者託送料金改定分）に基づきます。

■従量電灯（関西エリア、中国エリアまたは四国エリア）

管轄エリア	基準託送基本料金 (初期区分・電灯)	基準託送基本料金単価 (超過区分・電灯)	基準託送従量単価 (電灯)
関西	219.00 円	73.00 円/kW	6.93 円/kWh
中国	244.00 円	81.00 円/kW	8.26 円/kWh
四国	270.00 円	90.00 円/kW	8.02 円/kWh

■従量電灯（上記以外のエリア）

管轄エリア	基準託送基本料金単価 (電灯)	基準託送従量単価 (電灯)
北海道	201.00 円/kW	7.18 円/kWh
東北	151.00 円/kW	7.80 円/kWh
東京	138.40 円/kW	6.34 円/kWh
中部	125.00 円/kW	7.19 円/kWh
北陸	175.00 円/kW	6.21 円/kWh

九州	147.49 円/kW	7.15 円/kWh
----	-------------	------------

■低圧電力（動力、全エリア共通）

管轄エリア	基準託送基本料金単価 (動力)	基準託送従量単価 (動力)
北海道	337.00 円/kW	3.84 円/kWh
東北	416.00 円/kW	7.79 円/kWh
東京	419.22 円/kW	4.13 円/kWh
中部	375.00 円/kW	5.52 円/kWh
北陸	360.00 円/kW	4.26 円/kWh
関西	344.00 円/kW	4.26 円/kWh
中国	424.00 円/kW	5.52 円/kWh
四国	413.00 円/kW	5.43 円/kWh
九州	344.78 円/kW	5.07 円/kWh

制改定履歴

2025 年 4 月 1 日制定

2025 年 7 月 1 日改定

2025 年 12 月 11 日改定

2026 年 4 月 1 日改定

2026 年 6 月 1 日改定

2026 年 11 月 1 日改定